

**第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画
(概要)**

第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画の策定について (概要)

福祉保健課

1 策定の根拠

改正子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく都道府県計画として策定

2 計画の期間

令和2年度から令和5年度まで（4年間）

3 アンケート調査等の概要

(1) アンケート調査（実施期間 平成31年3月）

目的	子どもの貧困対策に関する課題や有効な施策について把握する。
対象	市町村(26)、市町村教育委員会(26)、社会福祉協議会(27)、郡部福祉事務所(5)、関係団体(8)、子ども食堂(19)、学習支援団体(21)など
内容	国の「子供の貧困対策に関する大綱」において、重点的に取り組む4つの柱の施策のうち、「非常に有効」「有効」と考えるものを選択する形式でアンケート調査を実施した。（複数回答可） ※教育の支援（15項目）、生活の支援（16項目）、保護者の就労支援（3項目）、経済的支援（6項目）
回答率	93.3%（134団体のうち125団体が回答）
主な回答	<p>「非常に有効」とされた支援</p> <p>【教育の支援】</p> <ul style="list-style-type: none">① 学校を窓口とした福祉関係機関等との連携（75団体）② 生活困窮世帯等への学習支援（67団体）③ 高等教育の機会を保障するような奨学金等の経済的支援の充実（53団体） <p>【生活の支援】</p> <ul style="list-style-type: none">① 保護者の自立支援（67団体）② 関係機関の連携（60団体）③ 社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化（50団体） <p>【保護者に対する就労の支援】</p> <ul style="list-style-type: none">① 親の就労支援（42団体）② 就労機会の確保（39団体）③ 親の学び直しの支援（25団体） <p>【経済的支援】</p> <ul style="list-style-type: none">① 生活保護世帯の子供の進学時の支援（34団体）② 教育扶助の支給方法（20団体）③ 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大（19団体）

(2) 市町村計画の調査

目的	市町村計画において、必要とされる支援の調査を行う。
策定市町	日南市、日向市、えびの市、高鍋町 (平成28年度策定) 都城市、延岡市、小林市、串間市、西都市 (平成29年度策定) 三股町 (平成30年度策定)
主な調査対象	① 小学生、中学生、高校生 (各自治体で年次を指定) ② 未就学児、小学生、中学生、高校生の保護者 (各自治体で年次指定) ③ 民生・児童委員、主任児童委員 ④ 教職員、教育・保育サービス事業者 ⑤ 支援に携わる団体 等
主な課題	① 家庭の生活困難な状況が子どもの育ちに影響している ② 支援制度の周知が十分に行われていない ③ 地域において家庭の状況を把握することが困難な状況にある ④ 全国と比較して就学援助認定率が増加している
必要とされる 主な支援	① 生活や学習等に課題を抱える子どもの学習支援 (7市1町) ② 子どもに関する相談を包括的に対応できる体制の整備 (6市1町) ③ 地域住民と連携を図りながら、学校や家庭以外で子どもが安心して通える居場所づくり (5市) ④ 学校において子どもの生活支援などを行う専門人材 (スクールソーシャルワーカーなど) の設置・拡充 (4市1町) ⑤ 親に対する就労支援や生活支援、経済的支援 (4市1町) ⑥ 様々な方面の支援者や支援機関等が連携して支援するためのネットワークづくり (3市) ⑦ 行政や学校、企業、NPO等の関係団体との連携による地域全体での取組 (3市)

4 課題

- (1) 保護者に対する就労・生活支援の充実
- (2) 教育の支援の充実
- (3) 関係団体の連携及び人材の確保
- (4) 各種支援制度の周知の徹底

5 対策の柱

- (1) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- (2) 教育の支援
- (3) 生活の安定に資するための支援
- (4) 経済的支援

6 数値目標

	項目	目標値 (令和5年度)	現状値 (平成30年度)
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	94.0%	92.1%
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	4.0%	5.2%
3	公立小・中学校でスクールソーシャルワーカーが子どもの貧困対策に関する研修を実施した割合	100%	—
4	市町村の子どもの貧困対策推進計画策定率	100% (26市町村)	38.5% (10市町)

※ 状況を把握し計画の実効性を担保するため、23の指標を設定

7 計画の主な改正内容等

(1) 課題等の把握

- ① 市町村計画において必要とされる支援の調査を実施
- ② アンケート調査等の結果を受け、課題に「関係団体の連携及び人材の確保」を追加

(2) 国の大綱を踏まえた指標の設定（主なもの）

- ① 「スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合」（小・中学校）
- ② 「高等教育の修学支援新制度の利用者数」（学校種別）
- ③ 「ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合」（母子・父子世帯）

(3) 県独自の数値目標の設定

- ① 「公立小・中学校でスクールソーシャルワーカーが子どもの貧困対策に関する研修を実施した割合」を設定
- ② 「市町村の子どもの貧困対策推進計画策定率」を設定

(4) 具体的な取組内容の追加

- ① 「高等教育の修学支援新制度などによる経済的支援」を追加
- ② 「支援制度の周知」を追加
- ③ 「関係団体が連携したネットワークの構築」を追加
- ④ 「支援を行う人材の育成・確保」を追加
- ⑤ 「子ども宅食などのフードバンクに関する支援」を追加
- ⑥ 「子ども食堂などの居場所づくりに関する支援」を追加
- ⑦ 「ひとり親家庭の医療費の助成」を追加

8 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|----------|-----------------------------------|
| 令和元年 11月 | 宮崎県子どもの貧困対策協議会の意見聴取 |
| 12月 | 常任委員会に報告（第2期計画素案）
パブリックコメントの実施 |
| 令和元年 1月 | 宮崎県子どもの貧困対策協議会の意見聴取 |
| 3月 | 常任委員会で審議（第2期計画案） |

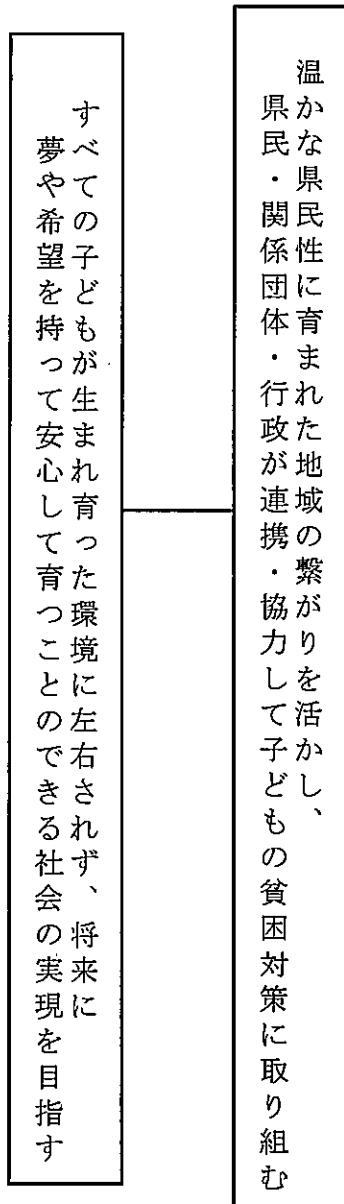
【子どもの貧困に関する指標】

	項目	全国	宮崎県	備考
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	93.7%	92.1%	国:平成30年4月1日現在
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	4.1%	5.2%	県:平成31年4月1日現在
3	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	36.0%	23.1%	
4	児童養護施設の子どもの進学率(中学校卒業後)	95.8%	100.0%	平成30年5月1日現在
5	児童養護施設の子どもの進学率(高等学校卒業後)	30.8%	34.8%	
6	ひとり親家庭の子どもの就園率(保育所・幼稚園等)	81.7%	88.9%	国:平成28年度現在 県:平成29年度現在
(新)7	全世帯の子どもの高等学校中退率	1.4%	1.6%	平成30年度 (国公私立学校)
(新)8	全世帯の子どもの高等学校中退者数	48,594人	522人	
(新)9	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(小学校)	50.4%	46.0%	平成30年度 (公立学校)
(新)10	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(中学校)	58.4%	65.9%	平成30年度 (公立学校)
11	スクールカウンセラーの配置率(小学校)	67.6%	要請に応じてすべての小学校に対応	平成30年度 (公立学校)
12	スクールカウンセラーの配置率(中学校)	89.0%	配当校83校のほか、要請に応じてすべての中学校に対応	平成30年度 (公立学校)
13	就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)	65.6%	92.3%	平成29年度
(新)14	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(小学校)	47.2%	34.6%	平成30年度
(新)15	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(中学校)	56.8%	42.3%	
(新)16	高等教育の修学支援新制度の利用者数(大学)	-	-	※令和2年度から開始される制度のため、実績なし
(新)17	高等教育の修学支援新制度の利用者数(短期大学)	-	-	
(新)18	高等教育の修学支援新制度の利用者数(高等専門学校)	-	-	
(新)19	高等教育の修学支援新制度の利用者数(専門学校)	-	-	
20	ひとり親家庭の親の就業率(母子世帯)	80.8%	83.9%	平成27年国勢調査
21	ひとり親家庭の親の就業率(父子世帯)	88.1%	89.7%	
(新)22	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合(母子世帯)	44.4%	49.3%	
(新)23	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合(父子世帯)	69.4%	67.6%	

施策の体系図

<基本理念> <基本方針>

<対策の4つの柱>



1 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

2 教育の支援

3 生活の安定に資するための支援

4 経済的支援

<施策>

- (1) 保護者に対する生活支援
- (2) 保護者に対する就労支援
- (1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な対策の展開
- (2) 幼児教育・保育の質の向上
- (3) 就学支援の充実
- (4) 大学等進学に対する教育機会の提供
- (5) 生活困窮世帯等への学習支援
- (6) その他の教育支援
- (1) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備
- (2) 子どもに対する生活支援
- (3) 子どもに対する就労支援
- (4) 支援体制の充実強化
- (5) その他の生活支援
- (1) 生活を下支えする手当等

<具体的な取組>

- ① 自立支援
— ② 保育等の確保
— ③ 心身の健康確保
- ① 就労支援
— ② 学び直しの支援
- ① 学校教育による学力保障
— ② 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携
— ③ 地域による学習支援
— ④ 高等学校等における就学継続のための支援
— ① 質の高い幼児教育及び保育の一体的な提供
— ② 幼児教育・保育の量の確保と質の向上の推進
— ① 小学校就学前段階の就学支援の充実
— ② 義務教育段階の就学支援の充実
— ③ 「高校生等奨学給付金制度」などによる経済的負担の軽減
— ④ 特別支援教育に関する支援の充実
- ① 高等教育の修学支援新制度などによる経済的支援
— ② 県立大学生・専門学校生等に対する経済的支援
— ① 子どもの学習・生活支援
— ① 子どもの食事・栄養状態の確保
— ② 多様な体験活動の機会の提供
— ③ 支援制度の周知
- ① 関係団体が連携したネットワークの構築
— ② 支援を行う人材の育成・確保
— ① 児童養護施設等の退所児童等の支援
— ② 子ども宅食などのフードバンクに関する支援
— ③ 子ども食堂などの居場所づくりに関する支援
— ④ 子どもの健康づくりに関する支援
- ① 児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援
— ② 就労困難な子どもや高校中退者等への就労支援
— ③ 定時制高校に進学する子どもの就労支援
- ① 児童福祉施設の体制強化、里親の新規開拓の推進
— ② 児童相談所の相談機能強化
— ③ 相談職員の資質向上
- ① 母子保健や児童福祉における切れ目のない支援等
— ② 住宅支援
- ① 児童扶養手当等の各種手当の支給
— ② 母子父子寡婦福祉資金等の貸付
— ③ ひとり親家庭の医療費の助成
— ④ 生活保護制度における経済的支援
— ⑤ 養育費の確保